



(施設型) 病児・病後児事業のご案内

お子さんが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育等が困難な期間、ご家庭で保育できないときで、他に保育する方がいない場合に、専用室のある施設で一時的にお預かりします。

区ホームページ



事業概要

対象児童	生後6か月（病児は満1歳）から小学校就学前までの次のうちいずれかの要件を満たすお子さん (1) 区内在住 (2) 区外在住で区内の認可保育園・認定こども園（第2号または第3号認定）に通園
利用要件	下記(1)(2)に当てはまるとき (1) 病児保育（病気の回復期に至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態）又は病後児保育（病気の回復期に至っている状態）の利用が可能であると主治医等が認めている。 (2) 保護者が次のいずれかの理由により、家庭で育児を行うことが困難な場合で、かつ、他に育児を行う者がいないこと。 ① 勤務の都合により出勤せざるを得ない場合 ② 病気又は出産により通院または入院する場合 ③ 家族の病気等によりその介護や看護をする場合 ④ 事故又は災害にあった場合 ⑤ その他やむを得ない事由により家庭での育児が困難な場合

「病気」・「回復期」とは

病気	回復期
感冒等日常的にかかる疾患	急性期を経過した以降
気管支炎及び喘息の呼吸器系疾患	発作が治まった以降
麻疹・水痘・風疹等の感染性疾患	他児に感染する恐れのある感染期を経過した以降
骨折・熱傷・火傷等の外傷性疾患	症状が安定した以降

※熱性けいれんの症状がある場合は、病後児保育専用室ではお預かりできません。

実施施設

実施施設		電話	実施日時	預かり時間	予約受付時間	定員	給食
病児	総合東京病院病児保育室 中野区江古田3-15-2 B棟1階	080-4110-0064	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	9時から 17時まで	9時から 17時まで	3名	なし
	病児保育室こどもハート中野 中野区中野2-26-11 こどもでぱーと中野2階	03-3229-2525		9時から 18時まで	9時から18時まで ネット予約は 24時間受付	6名	なし
病後児	仲町保育園病後児保育室 中野区中央3-41-12	03-5937-3540		8時から 18時まで	8時から 17時まで	6名	あり
	聖オディリアホーム乳児院 中野区上鷲宮5-28-28	03-5971-8071		8時30分から 18時まで	8時30分から 17時まで	2名	あり

利用の流れ



ご利用には事前の登録と施設への予約が必要です。予約がない場合はご利用できませんのでご注意ください。

1. 登録方法（年度ごとの登録）

(1) 電子申請

右の二次元コードから申請できます。

(2) 登録申請書の提出

中野区役所3階「子ども総合窓口」（郵送可）

※食物アレルギーがある場合は、アレルギー疾患生活管理指導表の書類提出が必要です。

登録フォーム



2. 予約

病児・病後児保育室の予約状況は、右の二次元コードから確認できます。

(1) 実施施設に直接電話をして空き状況を確認し、ご本人で「仮予約」をしてください。

- ・仮予約時、登録番号、病状、病歴、お薬・食事の状況（アレルギー含む）をお伝えください。
- ・仮予約後、中野区指定の「病児・病後児保育医師連絡票」を持参のうえ、医療機関を受診し、病児保育又は病後児保育の利用が可能であるとの証明を受けてください。
- ・なお、診察時には仮予約した施設名を医師に伝えてください。

医師連絡票の作成には文書作成料が必要となりますが、中野区内在住の場合は、同一月内1回に限り、乳幼児医療証の提示により保険適用が可能となり、実費負担がなくなります。

※区外の医療機関の場合、文書料（自己負担）が発生する場合があります。

- ・ご利用は、1回の受診につき、受診日当日から数えて7日までが限度です。

(2) 医師から「医師連絡票」の交付を受けたら、原則として利用希望日の前日までに実施施設に直接電話をして、ご本人で「本予約」をしてください。

※「医師連絡票」の利用可能事業欄で、病児保育または病後児保育のどちらが利用できるか確認のうえ「本予約」をしてください。

予約状況



3. 利用

◆利用当日の持ち物

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 利用申込書兼家庭連絡票（与薬依頼含む） | (2) 病児・病後児保育医師連絡票 |
| (3) 母子手帳 | (4) お薬手帳（医師連絡票に与薬指示がある場合） |
| (5) その他の持ち物（目立つところに名前を記入） | |

持ち物	0歳児	1～2歳児	3～5歳児
着替え	3組	3組	2組
おむつ（紙おむつ）	6枚	5枚	3枚（パンツ）
おしり用ウェットティッシュ	1箱	1箱	
おしぼりタオル	6枚	4枚	
エプロン	2枚	2枚	
バスタオル（午睡用）※身体が覆われるサイズ	2枚	2枚	2枚
ビニール袋（汚れ物入れ等）	3枚	3枚	3枚

※実施施設ごとに必要な持ち物が異なることがあります。詳細は施設の案内をご参照ください。

※病後児保育専用室（聖オディリアホーム乳児院、仲町保育園病後児保育室）のみ、給食を提供します。

病児保育事業では給食の提供はありませんので、弁当等をご持参ください。

食物アレルギーがあるお子さんについて

- (1) 食物アレルギーがあるお子さんは利用登録時、アレルギー疾患生活管理指導書の提出が必要です。
- (2) 食物アレルギーの原因食物が追加となった場合は上記同様の書類の提出が必要になり、複数あるうちの一部が解除された場合や完全解除となった場合には「除去解除申請書」(医師の診断書等)を提出してください。
- (3) 「卵」または「牛乳・乳製品」のアレルギーは、完全除去による代替食品を使用した給食対応を行います。
なお、アレルギーの原因となる食物が「卵」「牛乳・乳製品」以外のお子さんで、利用日当日献立に該当食物が使われる場合は、弁当持参となります。
※仲町保育園病後児保育室の場合は、献立ではなくチェックリストでの確認となります。
- (4) 「卵」または「牛乳・乳製品」のアレルギーであっても、上記書類の提出がない場合や当日利用決定した場合、食べさせていない食材がある場合、保護者の意向で食べさせたくない食材がある場合は、お弁当を持参してください。
- (5) 病児保育事業では、給食の提供はありません。

利用の留意点

- (1) 症状が重く、入院による加療が必要と判断したときは利用できません。
- (2) 医師の証明があっても、利用当日の保育までに症状が悪化した場合は、利用できないことがあります。
また、保育中に症状が悪化した場合には、保護者に連絡しお迎えをお願いすることがあります。
- (3) 利用料をお支払いいただけない場合、次回以降利用をお断りすることがあります。
- (4) 病後児保育では、頓服薬(解熱剤、喘息の発作時に飲むお薬等)の預かり及び与薬は行いません。
- (5) 医師連絡票に記載した医師が処方し、お薬手帳に記載されているお薬、または医師連絡票に与薬が可能であるとの記載があるお薬以外は与薬できません。
- (6) 病児・病後児保育施設を利用した後、一度保育園に登園した場合は以降の予約がキャンセルされます。
再度病児・病後児保育事業を利用する場合、7日以内であっても医師連絡票をご提出ください。
- (7) 必ず預かり時間内でのお迎えをお願いいたします。

キャンセル

利用の必要がなくなったら、速やかに実施施設にキャンセルの連絡をしてください。

利用料金(1日)

A 前年度住民税非課税世帯・生活保護世帯	0円
B 前年分所得税非課税世帯	1,000円
C 前年分所得税課税世帯	2,000円

利用料金は、利用した翌月に送付する納入通知書により、お近くの地域事務所又は金融機関の窓口でお支払いください。

- 上記A・Bまたはひとり親世帯に該当する世帯に該当し、減免を希望される方は前年度の課税状況を確認できる書類(源泉徴収票等)やひとり親世帯であることを確認できる書類の提出が必要です。
- 区の公簿で確認することに同意する方は不要です。ただし、区外から転入した方で、公簿で確認できない場合は提出していただきます。

【お問い合わせ】

〒164-8501 中野区中野4-11-19

中野区役所3階(子ども総合窓口) 子育てサービス係 電話:03-3228-5612 FAX:03-3228-5657